

平成26年第2回
文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会
資料

著作物のアーカイブ化の促進について
ーフランスの場合ー

平成26年10月20日

聖法律事務所 弁護士 井奈波 朋子

アーカイブ化に向けた制度—全体像

① 知的財産法典122-5条1項8号（情報社会指令の国内法化）

「公衆に開放される図書館により、博物館により、又は公文書館の業務によって、保存を目的として行われる著作物の複製、又は現場での著作物の閲覧という条件（いずれの経済的又は商業的利益をも求めないことを条件とする。）を維持することを意図される著作物の複製」

② 20世紀の入手不可能な書籍の電子的利用に関する2012年3月1日法2012-287号

③ 孤児著作物指令の国内法化（立法準備中）

アーカイブ化に向けた制度－全体像まとめ

公共機関が利用できる制度	民間団体が利用できる制度
知的財産法典122-5条1項8号	
書籍電子利用法（特に134-8条）	書籍電子利用法
孤児著作物指令の国内法化	

書籍電子利用法のスキーム



異議：集中管理外の電子化・配信

書籍電子利用法の運用状況



孤児著作物指令の国内法化の対応状況

① 書籍電子利用法

→孤児著作物に関する定義規定（113-10条）

② 孤児著作物指令の国内法化

→知的財産法典第1部第1編第3章第5節として、

「孤児著作物のある使用に関する特別規定」を新設予定

草案の概要

※孤児著作物指令をほぼ流用した内容である。

- 利用対象となる孤児著作物
- 孤児著作物を利用できる受益機関
- 孤児著作物の利用態様
- 「入念な、明確かつ真摯な調査」 (113-10条)
- 入念な調査の実施
- 孤児著作物でなくなった場合

議論の対象—書籍電子利用法に関し

孤児著作物に関する入念な調査の実施の有無
出版者が著作権料の分配を受ける理由が不明

議論の対象—孤児著作物指令の国内法化に関し

挿入された固定画像や雑誌などの扱い

有償の提供（調査費用の捻出）

入念な調査（調査の程度、費用、コントロール主体）

エンドユーザーによる利用（商業利用、技術的保護手段）

議論の対象—両制度の関係に関し

134-8条との関係

134-8条

- 第1項
- 正当な理由のある拒絶の場合を除き、134-3条に定める著作権管理団体は、公衆がアクセス可能な図書館に対し、最初の利用許諾から10年の期限内に印刷形式における複製権を有する者が誰も見つからなかった、その図書館が所蔵する入手不可能な書籍について、その登録者に、デジタル形式で複製および頒布することを、無償で、許諾する。
- 第2項
- 第1項に定める許諾は、受益者たる機関が何ら経済的または商業的恩恵を求めないことを条件として与えられる。
- 第3項
- 印刷形態の書籍の複製権を有する者は、いつでも、無償の許諾を著作権集中管理団体から直ちに撤回する権利を有する。

議論の対象—両制度の関係に関し

書籍電子利用法	孤児著作物指令の国内法化
10年間複製権者が見つからなかった入手不可能な書籍である蔵書	所定の孤児著作物
公衆がアクセス可能な図書館	公衆がアクセス可能な図書館、博物館、文書館、映画または音声遺産の保存機関、教育施設または公共放送機関
登録者向けにデジタル化・配信	一般向けにデジタル化・配信